

部活動に係る活動方針

八戸市立北稜中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として、教育課程との連携を図りながら行われるものである。

本校については、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通実践を推進する。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
- (5) 生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮するとともに、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のように定める。

① 休養日について

ア 週あたり2日以上休養日を設ける。

・平日は1日以上（できるだけ、ノー残業デーに併せて実施する）

・土日のいずれか（3連休でもいずれか1日を休養日とする）

※大会参加で土・日曜日の両日活動した場合は、翌週のできるだけ早い平日に休養日を設け、振り替える。

・アイスホッケー部においても、週あたり2日以上休養日を設定する。

イ 長期休業中の扱い

・土日のいずれかを休養日とする。

・週の活動時間の上限を16時間未満とする。

・長期休養期間を下記のように設け、活動を行わない。

8月13日～ 8月15日

12月29日～ 1月 3日

ウ テスト期間は部活動を行わない。

ただし、県大会（県中体夏季大会、市中体秋季大会で代表権を得た県秋季大会）などの上位の大会が定期考査直後に控えている場合で、保護者からの要望があった生徒に限り、校長の許可を受けて1時間程度の活動を行うことができる。その場合は生徒の体調や学習時間の確保に十分に配慮する。

② 活動時間

ア 平日の活動時間は、2時間程度とする。

イ 休業日の活動時間は、3時間程度とする。

ウ 長期休業の活動時間については、休業日の活動時間に準じて、3時間程度とする。但し、週あたり16時間未満までとする。

エ 生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後6時15分、10月から3月は午後6時とする。

オ 原則として、時間を延長しての活動は行わない。

◎但し、生徒及び保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長しての活動を可能とする。

- ・運動部については、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の前3週間
- ・吹奏楽部については、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの前3週間
- ・総合文化部については、本校文化祭の前3週間

◎その場合、生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後7時、10月から3月は午後6時30分とする。

カ 朝練習は行わない。

③ 練習試合や大会・コンクール等への参加

ア 顧問は、年間を見通して生徒の学習や生活等への影響、保護者の負担等に十分配慮し、練習試合の実施回数や参加する大会・コンクールの数を精査する。

イ 練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

ウ 練習試合や大会の参加・活動については、原則として、八戸市内及び三戸郡・上十三地方・岩手県北を範囲とする。

3 指導方針

(1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。

(2) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。

(3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます、肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にされた指導に努める。

(4) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。

(5) 外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、「部活動に係る活動方針」および別に定める部活動外部指導者（コーチ）に関する規定に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。

* 委嘱状の交付及び保険への加入以前に、外部指導者が指導にあたることが絶対にならないようにする。

* 外部指導者が活動指針にそぐわない活動をし、校長及びPTA会長が、不適任と認めた場合、当該指導者を解任できる。

4 本年度設置される部活動

(1) 常設部

運 動 部	野球部
	サッカー部
	バスケットボール部（男・女）
	バレーボール部（男・女）
	陸上競技部（男・女）
	アイスホッケー部
	水泳部
文 化 部	吹奏楽部
	総合文化部

(2) 特設部 アイスホッケー以外の冬季競技部は設定しない。

5 顧問が運営・指導する際の留意点

(1) 顧問は、毎月28日をめどに、生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。

(2) 部活動の必要経費を部員から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金に準じて厳正に取扱う。なお、部員の保護者に会計を担当してもらい、会計報告書を校長並びに保護者に提示する。

(4) 顧問は、外部指導者を活用する場合、練習日程や活動内容等について、共通理解を図りながら指導にあたる。

(5) 顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導または見守りをするのが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員に協力を依頼し、活動内容を伝達する。

(6) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退下時刻を厳守する。

(7) 顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に、生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。必要に応じて応急手当を行う。